

## 指定特定施設入居者生活介護及び 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和歌山ひまわり会 ケアハウスヘリオスが指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）として要介護状態又は要支援状態にある方（以下「要介護者」等という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業所は、指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「生活介護」という。）の事業として、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画に基づき、介護サービス及び介護予防サービスを適正かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護者等になった場合でも、当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように万全を期すことを目指します。

2 事業の実施にあたっては、他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりです。

- (1) 名称 社会福祉法人 和歌山ひまわり会 ケアハウスヘリオス
- (2) 所在地 和歌山県有田郡広川町和田字天皇谷18番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとします。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で1名以上  
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 介護職員 常勤換算方法で10名以上  
介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。
- (4) 看護職員 常勤換算方法で1名以上  
入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上  
日常生活を営むのに必要な機能の改善、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 計画作成担当者 1名以上  
計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画

及び介護予防特定施設サービス計画を作成します。

(入所定員及び居室数)

第5条 指定特定施設の入所定員及び居室数は、次のとおりとします。

- (1) 入所定員 30人 (2) 居室数 30室 とします。

(指定特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴(週3回以上)、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 相談及び援助
- ④ 健康管理(月1回以上)

(利用料)

第7条 利用料は次に示す1)及び2)を合算した額となります。

1) 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護を利用した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が、法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載されている負担割合の額とする。

2) ケアハウスヘリオスの利用料の額は、サービスの提供に要する費用、生活費、居住に要する費用、居室に係る光熱水費、入居者が選定する特別サービスの提供を行なったことに伴い必要となる費用、他入居者の方に負担して頂くことが適当と認められる費用を合算した額とします。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第8条 生活相談員等は、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第9条 施設の利用にあたっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所及び施設サービスの提供に関する契約を文書によって締結します。

- 2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切に医療機関を紹介します。
- 3 利用者が使用する施設設備は、常に衛生的な管理の保持に努めます。食中毒や感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。
- 4 利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限を行いません。

(緊急時等における対応方法)

第10条 施設サービスの提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又は緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講

じます。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 職員の火気の使用又は取り扱いに関する監督指導
- (4) その他防火上必要な業務

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入します。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、業務態勢を整備します。

- 2 サービス提供に関する利用者・家族からの苦情に対して、苦情を受ける窓口を設けて対応します。
- 3 人権擁護の観点と利用者の生活の質を損なわない介護を心掛けた取組みを進めるものとし、
- 4 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持し、これを他に漏らしません。過去に職員であった場合も同様とします。
- 5 この規定に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は別に定めます。

附則

この規程は、平成21年 6月 1日より施行する。  
この規程は、平成21年 7月 1日より施行する。  
この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。  
この規程は、平成23年12月16日より施行する。  
この規程は、平成25年 6月 1日より施行する。  
この規程は、平成26年 6月 1日より施行する。  
この規程は、平成27年 6月 1日より施行する。  
この規程は、平成27年 8月 1日より施行する。  
この規程は、平成28年 4月16日より施行する。  
この規程は、平成28年 6月 1日より施行する。  
この規程は、平成29年 6月 1日より施行する。

この規程は、平成30年 6月 1日より施行する。  
この規程は、令和 元年 6月 1日より施行する。  
この規程は、令和 2年 6月 1日より施行する。  
この規程は、令和 3年 6月 1日より施行する。  
この規程は、令和 4年 6月 1日より施行する。